様式第15号（第24条関係）

占用許可（不許可）書

|  |
| --- |
| 　　　　年　　月　　日　第　　　　　号　　　　　　　　　様丸亀市長　　　　　　　　　次のとおり許可（許可しない）します。 |
| 申請区分築造　　占用 | ・新設・変更・継続 | 決定区分・許可する　　　・許可しない |
| 設置場所丸亀市 |
| 占用期間工事 | 年　～　年 | 　月　　日　月　　日 | 占用料　　　　　　　　　　円復旧費　　　　　　　　　　円 |
| 決定理由　　　　　　　　　　　　　　　指示事項 |

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して

３か月以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める

訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、丸亀市を被告と

して提起することができます。